

阿蘇中部3町村合併協議会幹事会設置規程

(設置)

第1条 阿蘇中部3町村合併協議会規約(以下「規約」という。)第9条第1項の規定に基づき、阿蘇中部3町村合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、阿蘇中部3町村合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、阿蘇中部3町村合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、一の宮町、阿蘇町、波野村(以下「3町村」という。)の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、3町村の総務課長及び熊本県阿蘇地域振興局振興調整室長をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、前条に定める幹事の互選による。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営その他に必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月18日から施行する。